

令和元年 5 月 3 0 日

新潟市長
中原 八 一 様

新潟市中央区万代1丁目6番1号
新潟交通観光バス株式会社
代表取締役 古 田 哲

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃変更について

標題の件につきまして、道路運送法第9条第1項及び同法施行規則第8条第4項の規定に基づき、一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請書を下記の通り国土交通大臣宛に提出致しますので、新潟市消費生活条例第25条及び同法施行規則第4条の規定により通知致します。

記

1. 対象路線

一般バス路線全線（高速バス路線及び協議路線は除く）

2. 申請予定時期

令和元年5月31日（予定）

3. 変更理由

令和元年10月1日より実施が予定される消費税率引上げに伴う税負担増加分の運賃への転嫁のため

4. 申請概要

別紙のとおり

以上

令和元年5月30日

新潟市消費生活センター 御中

新潟交通観光バス株式会社

消費税率引上げに伴う路線バス(乗合バス)の上限運賃改定の申請について

弊社では令和元年5月31日、道路運送法第9条第1項及び同法施行規則第8条第4項の規定に基づき、国土交通省に乗合バス運賃の変更認可申請を行います。

申請理由および申請概要は次のとおりです。

1. 申請理由

令和元年10月1日より実施が予定される消費税率引上げに伴う税負担増加分の運賃への転嫁のため(転嫁の方法は国土交通省から発出された「消費税の運賃・料金への転嫁の方法に関する基本的な考え方および消費税率引上げに伴う乗合バス運賃・料金改定の取扱い」に基づく)

2. 申請概要

- (1) 申請日 令和元年5月31日(予定)
(2) 運賃改定実施予定日 令和元年10月1日(予定)
(3) 改定上限運賃の平均改定率 1.852%(参考:消費税率引上げ率1.852%)
(4) 現行・申請運賃比較表

運賃区分	現行	申請
対キロ区間制 (初乗運賃)	170円	180円
対キロ区間制 (一部ローカル路線の初乗運賃)	150円	160円
対キロ区間制の初乗り運賃以外	—	現行運賃に0円~20円増

※新潟交通(株)と競合する区間運賃は、新潟交通(株)の申請運賃に同額調整となります。

(5) 主要区間の申請運賃

別添資料参照願います。

(6) その他

高速バスの運賃につきましては、今後届出する予定です。

※その他、詳細な改定内容につきましては、認可を受け次第、お知らせいたします。

【資料】

主要区間の申請運賃

主要区間	片道運賃		通勤定期運賃(1か月)	
	現行	申請	現行	申請
万代シテイ ~ 新発田営業所	650円	660円	27,300円	27,720円
万代シテイ ~ 水原	530円	550円	22,260円	23,100円
万代シテイ ~ 保田車庫前	650円	660円	27,300円	27,720円
万代シテイ ~ 秋葉区役所前	430円	440円	27,300円	27,720円
新潟駅前 ~ 小須戸神社前	650円	660円	27,300円	27,720円
青山 ~ 潟東営業所	650円	660円	27,300円	27,720円
青山 ~ 月潟	650円	660円	27,300円	27,720円
白根桜町 ~ 巻駅前	550円	560円	23,100円	23,520円
巻駅前 ~ 浦浜	400円	410円	16,800円	17,220円
白根桜町 ~ 燕駅前	610円	620円	25,620円	26,040円
白根桜町 ~ 巻駅前	550円	560円	23,100円	23,520円
東三条駅前 ~ 新飯田新町	470円	480円	19,740円	20,160円